鳥取市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月１６日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第２７号

鳥取市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥取市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２９年鳥取市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第１２条第６項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第１２項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　介護医療院　栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第１６条中第７項を第８項とし、第６項を第７項とし、第５項の次に次の１項を加える。

６　養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。